

「医療DX令和ビジョン2030」の実現と医療DXの進化に向けた提言

令和7年5月27日 自由民主党政務調査会

社会保障制度調査会・デジタル社会推進本部 健康・医療情報システム推進合同PT

要旨

- ・ 昨今の物価や人件費の上昇、生成AI等の新技術の利用加速化など、医療をとりまく状況は変化。医療情報システムの業界構造を変革し、海外展開も見据え、業界活性化を図る必要。⇒医療DXを進化させる新たな取組が必要。
- ・ 医療DXは医療の効率化や質の向上を目指すものであり、政府を挙げて強力に推進すべき。医療DXのメリットを最大化するためには、業務全体の見直しを行い再構築する必要。また、政府は医療DXによる業務効率化・経営効率化の効果を定量的に示す必要。その上で、国が、システムの共通基盤の提供、標準的なAPIやデータ互換性などのルール作りや担保措置を実施するとともに、医療機関に普及するための支援策をパッケージで講じるべき。
- ・ 医療DXを推進し、業務のデジタル化を徹底することで、医療現場の生産性向上と医療介護の人材確保に貢献。将来にわたって、地域医療を守り、全ての国民が健康で長く活躍できる社会を実現し、経済成長の強固な土台を築く。

具体的に取組むべき事項

(1) 医療DXの新たな取組

◆ クラウド・ネイティブなシステムへの移行促進

- ・ 病院の情報システムを、高コスト構造のオンプレ型システムから、クラウド・ネイティブ型システムに移行を促進
- ・ ベンダロックイン排除 データの互換性確保とAPIの標準規格の策定
- ・ 国がシステムの標準仕様を策定(R7年度目途)、インセンティブ措置の在り方を検討しベンダの製品開発と普及を促進、ガバメントクラウドを活用
⇒ システム費用の上昇抑制、サイバーセキュリティ対策強化、生成AIなどの新技術活用、業界の構造変革・従来のビジネスモデルの転換

◆ 医薬品・検査等の標準コード・マスタの整備・管理

- ・ 医薬品・検査等のコードの仕組みの在り方を検討し、統一的に整備・管理し、広く公開する体制を構築

◆ 「病院DX」の取組の支援

- ・ 病院DXを推進するための方策を策定し、具体的な支援を早急に実施
例) 受付・会計を不要とする自動チェックイン・チェックアウトシステム
医師1人1台のスマホでカルテ閲覧、生成AIによるサマリ自動作成 等
⇒ 患者の利便性向上、病院経営の効率化、医療従事者の働き方改革

◆ 厚労省の機能強化 情報政策部門の一元化、新たな司令塔組織設置

(2) 工程表の着実な実施に向けて必要な取組

◆ 全国医療情報プラットフォームの構築

- ・ 電子処方箋の新たな目標設定と実効的な普及促進策の実施
- ・ 電子カルテ情報共有サービスの普及計画を策定し、速やかに普及3文書6情報の拡大に向けた行程の明確化
- ・ 救急現場での医療情報閲覧の取組推進。医療介護連携の推進
- ・ 医療費助成のオンライン資格確認 全ての自治体で導入できるようシステム整備を支援
- ・ 医療等情報の二次利用のシステム整備を着実に推進、EHDSなどの動きも踏まえ、更なる利活用促進に必要な枠組み・方策を検討

◆ 電子カルテ情報の標準化等

- ・ 標準型電子カルテの本格実施時期・運用方法を早急に示す
医療機関への導入支援策を具体化し、速やかに実施する

◆ 診療報酬改定DX、医療DXの実施主体

- ・ 共通算定モジュールを2026年6月から本番運用、速やかな普及に取り組む。請求支援機能など追加機能の開発を進める
- ・ 支払基金の抜本的な改組。DX人材の確保に向け処遇面の配慮やブランドイメージの向上、サイバーセキュリティ対策強化に取り組む。医療DXの運用費用の在り方検討

(3) 工程表の見直しとフォローアップ

- ・ 各取組の進捗状況や新たな取組を踏まえ、適切な時期に工程表を見直し、「医療DXの推進に関する工程表2.0」を策定
- ・ 政府の推進体制について、新たな取組を推進する上で必要な関係省庁の参画など、必要に応じ見直し

「医療 DX 令和ビジョン 2030」の実現と医療 DX の進化に向けた提言

令和 7 年 5 月 27 日

自由民主党政務調査会

社会保障制度調査会・デジタル社会推進本部

健康・医療情報システム推進合同 PT

1. はじめに

社会保障制度調査会・デジタル社会推進本部健康・医療情報システム推進合同 PT は、令和 4 年 5 月 17 日に「医療 DX 令和ビジョン 2030」を、令和 5 年 4 月 13 日に「『医療 DX 令和ビジョン 2030』の実現に向けて～保健医療情報のデジタル活用により、すべての国民が最適な医療を受けられる国へ～」を提言した。これを受け、政府は、総理を本部長とする「医療 DX 推進本部」において、令和 5 年 6 月 2 日に「医療 DX の推進に関する工程表」（以下「工程表」という。）を策定した。

以降、政府はこの工程表に基づき、医療 DX の基盤となるマイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速化を進め、「医療 DX 令和ビジョン 2030」において 3 つの柱となる取組として位置づけた「全国医療情報プラットフォームの構築」、「電子カルテ情報の標準化等」、「診療報酬改定 DX」に取り組んできた。

これらの取組については、一部に目標未達成のものや改善を要するものが見られるものの、概ね工程表に沿って進められてきており、特に「医療等情報の二次利用」及び「医療 DX の実施主体」については、内容の具体化が検討された。その結果、医療 DX の推進に必要な法制上の措置を盛り込んだ「医療法等の一部を改正する法律案」が令和 7 年 2 月 14 日に閣議決定され、同日に国会に提出された。

本 PT においては、この間、医療 DX の各取組の進捗状況について、関係省庁及び医療関係者等からヒアリングを行うなど、フォローアップを行った。

さらに、物価や人件費等の上昇、生成 AI 等の新技術の活用加速化といった医療をとりまく昨今の状況変化を踏まえるとともに、医療情報システムの業界構造を変革し、海外展開も見据えて、業界の活性化を図る必要があることなどの観点から、医療 DX をさらに進化させるために必要な新たな取組についても議論を行った。

こうした議論の結果を踏まえ、ここに提言をまとめることとする。

2. 具体的に取り組むべき事項

(1) 医療 DX の新たな取組

本PTで最初に提言をまとめた令和4年から約3年が経過したが、医療機関を取り巻く状況は大きく変化している。

昨今、物価や人件費が上昇を続けており、医療提供に要する様々な経費が増大する一方で、新型コロナ禍で落ち込んだ患者数が以前の水準には戻りきっておらず、減少傾向になっていること等から、特に病院の経営状況が悪化している。

こうした中で、電子カルテシステム等の病院情報システムに係る費用についても、数年前の更改時と比べて、大幅に上昇したという事例もある。

そもそも、我が国の病院の電子カルテシステム等の医療情報システムは、オンプレミス型が主流となっており、各病院にサーバー等の機器が設置され、アプリケーションも個々の病院の業務運用に合わせて細かくカスタマイズされてきた。これは、医療従事者にとっては使いやすいものになるという利点がある一方で、5～7年ごとに大規模な更改が必要で多額の費用が生じること、サーバー等の機器の設置・管理やカスタマイズに要するコストなどから、高コスト構造になっている。また、病院システムの特性として、検査部門など多くの部門システムとの接続を行う必要があり、その接続方法がベンダ独自形式になっており、その調整コストが大きなものとなっているほか、医療機器のデータを電子カルテ等の基幹情報システムに移行する際にデータの手入力が発生するなどの実情もある。このオンプレミス型システムは、同時に、システムベンダからしても、技術者を各病院に派遣して、カスタマイズや保守・管理に対応させなければならないという点で負担が大きい構造となっている。

さらには、一度納品したシステムはその後容易には改修できず柔軟な対応が難しいほか、様々な新たなアプリケーションを接続させるにも一定の費用負担などが必要になっている。

こうした現状を踏まえると、病院経営が苦しさを増す中で、今後、医療情報システム費用の上昇抑制を図るとともに、サイバーセキュリティ対策について、医療機関の負担を軽減しながら向上させていくことや、医療分野においても生成AIを積極的に導入し、サマリや画像レポートの作成支援や診療補助などへの活用を加速化することが求められる。

また、病院経営の効率化や病院の価値向上のためには、院内業務のデジタル化を促進し、患者サービスの向上と業務効率化を図っていく必要がある。

こうした取組を通じて、医療情報システム業界について、従来のビジネスモデルから脱却し、国内のみならず、日本産システムの海外展開も見据え

ていけるよう、活性化を図る必要がある。

こうした点から、政府は以下の事項に取り組むべきである。

(いわゆるクラウド・ネイティブなシステムへの移行促進)

- ・ オンプレミス型が主流となっている病院の電子カルテシステム・医事会計システム（レセプトコンピュータ）・部門システムを一体で、いわゆるクラウド・ネイティブ型システム（複数の病院でインフラ、ミドルウェア、アプリケーションまで、同一システムを共用する SaaS 型サービスで、クラウド環境やクラウドの特性等を最大限に活用することを前提として設計・開発されたシステム）への移行を推進する。その際には、病院独自のカスタマイズを極力抑える方策を検討する。
- ・ そのために、政府はクラウド・ネイティブ型システムに係る標準仕様を令和7年度目途に作成し、民間事業者が当該標準仕様に準拠した製品を開発するよう促していく。民間事業者による製品開発と普及を後押しするために、当該標準仕様に準拠した製品を政府が認可・認定する仕組みの創設や補助金・診療報酬等の必要なインセンティブ措置の在り方を検討し、その検討結果に基づき、必要な措置を講じる。
- ・ 標準仕様を定めるに当たっては、ベンダロックインを排除し、ベンダ変更時のデータ移行が円滑に行えるよう、データの互換性を確保することや、外部から様々なアプリケーションを接続できるよう API の標準規格を定める。
- ・ また、現在、デジタル庁において、準公共分野である医療分野のシステムについて、ガバメント・クラウドを活用することが検討されている。この検討結果も踏まえ、病院向けの SaaS 型サービスについてガバメント・クラウドを活用すべきである。
- ・ 政府は、こうした取組の推進を通じて、現在の医療情報システムベンダのビジネスモデルの転換を図るとともに、優れた AI 技術やクラウドコンピューティング技術等を持ったベンチャー企業やスタートアップ企業の積極的な参入を促すなど、業界の活性化を進め、海外展開も視野に産業振興につなげるべきである。

(医薬品・検査等の標準コード・マスタの整備・管理)

- ・ 医薬品や検査等の医療情報に関するコードについては、厚生労働省標準コードを定めているものもあるが、それらは医療現場で十分に普及していないものもあり、独自のコード（いわゆるハウスコード）を用いている実態がある。

- ・このため、部門システム等への接続のコストが割高になっていることや、これまで医療機関間での医療情報の共有が進まない一因になっていたことに加え、研究開発等のために医療等データを二次利用する上での障害となっていた。さらに、2024年12月には、医薬品コードの提供・管理主体が様々であることなども背景に、こうした医薬品コードの設定が原因となって、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例などが報告された。
- ・政府は、医療安全の向上、医療機関等でのクラウド・ネイティブなシステムへの移行及び業務効率化などに資するよう、医薬品や検査等のコードの仕組みの在り方について検討を行い、コードや、複数のコードを紐付けるマスタを統一的に整備・管理し、広く公開する体制を構築すべきである。さらに、医療機関・薬局等への導入手順を示すこと等によりこれらのコード・マスタを普及させ、適切に利用するための取組を進めるべきである。

(いわゆる「病院 DX」の取組の支援)

- ・病院経営が厳しさを増す中で、医療機関側に医療 DX の基盤整備に投資を行う余力がないという現実もある。政府は、医療機関の負担に十分配慮しながら、医療機関が医療 DX のメリットを早期に実感できるよう各取組の速やかな普及に努めるとともに、システムベンダと医療機関が適正な価格で透明性をもってシステム整備・改修等の契約を締結することができるよう環境整備に努めるべきである。
- ・同時に、病院が様々な業務のデジタル化やアプリケーションの導入等によって、患者サービスの向上や業務効率化を図ることができるよう、いわゆる「病院 DX」を推進すべきである。
- ・例えば、受付や会計が不要になる自動チェックイン・チェックアウトシステム、患者への各種情報提供アプリ（検査画像の提供、駐車場空き状況の提供など）、医師1人1台のスマートフォンで電子カルテを閲覧できる仕組み、生成 AI による患者サマリ自動作成支援、音声入力システムなど、先進的な取組が普及することにより、患者の利便性向上のみならず、病院経営の効率化や、医療従事者の書類作成・データ入力・退院調整等の業務負担の大幅な軽減など、働き方改革の効果が期待できる。
- ・政府は、こうした「病院 DX」の取組による医療現場の業務効率化等の効果を可能な限り定量化を図るとともに、「病院 DX」を推進するための方策を策定し、それに基づき、具体的な支援を早急に実施すべきである。

(厚生労働省の機能強化)

- ・これまで、政府が医療 DX 関係の様々な取組を進めてきた際に、五月雨式の機能変更や機能リリースにより、医療機関・システムベンダ等が都度対応に迫られることがあった。システム面では、クラウドの SaaS 型により機能リリースのアップデートが医療機関にとってはベンダによる現地作業を伴わず自動的にまたは簡単な設定変更により行われるようにしていくべきである。
- ・今後、医療 DX 政策を一元的・効率的に推進していくために、厚生労働省の情報政策部門を一元化し、新たな司令塔となる強力な組織を設けるなど、その体制・機能を強化するべきである。

(2) 工程表の着実な実施に向けて必要な取組

全国医療情報プラットフォームの構築、電子カルテ情報の標準化等、診療報酬改定 DX の各取組について、概ね工程表に沿って進められてきているものの、一部に目標未達成のものや改善を要するものもあり、今後、着実かつ実効的に進めていくために、政府は以下の取組を行うべきである。

(全国医療情報プラットフォームの構築)

- ・電子処方箋については、工程表において、本年 3 月までに、オンライン資格確認を導入した概ねすべての医療機関・薬局に導入することを目指すこととされたが、現時点（5 月）で薬局の導入率は約 8 割に達したものの、医療機関の導入率は約 1 割にとどまっている。政府は、医療機関の費用負担や、電子カルテの普及、電子処方箋に対する国民の認知など医療機関に導入が進まない要因を踏まえ、新たな目標設定とその達成に必要な実効ある普及促進策を講じるべきである。また、昨年 12 月に電子処方箋を受ける薬局側のシステムで医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例などが報告されたことを踏まえ、早急に電子処方箋管理サービスにおける改修を終え、電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を整備すべきである。
- ・電子カルテ情報共有サービスについては、本年 2 月から一部地域でモデル事業が開始されている。患者の必要な医療情報を全国的に共有できる基盤の整備は急務であり、また、医療機関・薬局等に普及してはじめて関係者にメリットが発現するようになることを踏まえ、政府は、医療機関・薬局等への支援を含む具体的な普及計画を策定し、速やかな普及に取り組むべきである。

また、医療機関等間で共有する情報を 3 文書 6 情報から拡大していくことについて、現場の医療関係者の意見を聴くとともに、システム整備・運用に係る負担や創薬・医療機器開発等の研究開発利用の観点も考慮しながら、現在標準規格化を進めている透析情報や蘇生処置に関する情報、看護や歯科に関する情報、薬局が有する情報等を含め、情報の拡大に向けた具体的な工程を明らかにすべきである。

- ・意識不明等で患者の同意を得ることができない場合でも、マイナ保険証を活用して医療情報の閲覧を可能とする取組が昨年 12 月から開始された。今後、マイナ保険証を所持していない場合でも、必要なセキュリティを確保しつつ、医療情報の閲覧を可能とする仕組みの在り方を早急に検討すべきである。また、救急車において閲覧可能な医療情報を電子カルテ情報に拡大することについても検討し、その検討結果に応じて対応すべきである。
- ・医療費助成のオンライン資格確認については、今後これを制度化するための規定を整備することが検討されている。この取組は、マイナ保険証のメリットをさらに拡大し、患者の利便性を向上するだけでなく、自治体や医療機関の事務効率化にも資するものである。可能な限り早期に全ての自治体がこれに対応するよう、政府はシステム整備に必要な支援を行うなど取り組むべきである。
- ・現在、介護情報基盤の構築が進められているが、職員の負担軽減や情報共有の迅速化など、業務の効率化に資するものであり、着実に進めるべきである。その上で、医療・介護間での情報連携の在り方についても引き続き検討を進め、検討結果に基づき対応し、医療介護連携の更なる推進を図るべきである。
- ・医療等情報の二次利用については、今後、医療・介護関係の公的 DB における仮名化情報の利用・提供を可能とすること、電子カルテ情報データベースを構築すること、研究者・企業等が公的 DB 等を効率的かつ安全に利用できるようにするクラウドの情報連携基盤を構築することが検討されている。今後、具体的なユースケースを整理し、当該ユースケースごとに必要なデータ精度の確保の仕組みについても検討するとともに、コスト面でも持続可能な運用の仕組みを検討しつつ、システム整備等を着実に進める。

さらに、EU では健康医療データの利活用について包括的な枠組みを規定した EHDS が本年 3 月に発効したこと、我が国においても個人情報保護法の見直しに関する議論が進められていることなどを踏まえ、「デジタル・ニッポン 2025」（令和 7 年 5 月 15 日自由民主党政務調査会デジタル社会推進本部）の「データ戦略」と整合性をとりながら、医療等情報の更なる利活用促進に向けて必要な枠組み・方策について検討を進める。

（電子カルテ情報の標準化等）

- ・政府においては、電子カルテ未導入の医科診療所向けに、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ）が開発されており、本年 3 月末より、一部医療機関での試行的実施が始まっている。
- ・今後、試行的実施の対象医療機関を拡大し、その実施結果を踏まえ、必要な改良を加えるとともに、本格運用の具体的開始時期・運用方法の枠組みを早急に示すべきである。
- ・その際、医療機関が導入するために必要な支援策の具体的内容を早急に検討し、検討結果に応じて、令和 8 年度から実施すべきである。
- ・クラウドベースのシステムへの移行については、データ移行の作業、業務フローの変更等が必要になることに留意して、支援策の内容を決定すべきである。

（診療報酬改定 DX）

- ・共通算定モジュール（診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通的な電子計算プログラム）は、クラウド型レセプトコンピュータとのクラウド間連携による提供を基本に開発されており、工程表どおり、本年 7 月からのモデル事業の実施を経て、来年 6 月から本番運用が開始される。
- ・医療機関等やシステムベンダにおける診療報酬改定等に伴う間接経費の極小化に向け、政府は、共通算定モジュールの速やかな普及に取り組むべきである。
- ・そのためには、共通算定モジュールの計算結果を活用して、レセプトの作成・請求までを支援する追加機能の開発を進めるなど、医療機関等における利用拡大に資する取組を進めるべきである。

（医療 DX の実施主体）

- ・医療 DX の実施主体については、今後、社会保険診療報酬支払基金を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」（以下「新組織」という。）に改め、

医療 DX に関するシステムの運用主体として位置づけることが検討されている。新組織が有効に機能するためには、有能な医療 DX 人材を積極的に確保していく必要がある。そのため、新組織のブランドイメージの向上のための広報を強化するほか、医療 DX 人材の給与体系を含む処遇面について、システム人材のマーケット市場で見劣りしないよう検討を進める。さらに、新組織は、レセプト・特定健診情報のみならず、電子カルテデータを扱うようになることも踏まえ、サイバーセキュリティ対策を強化し、国が適切にガバナンスする仕組みを構築する。

これらの新組織を支える運営費用については、医療 DX の基盤が医療の効率化や制度の持続可能性の確保、医療の質の向上に資するものであることを踏まえ、その財源の在り方を検討する。

(3) 工程表の見直しとフォローアップ

- ・現在の工程表が策定されてから概ね2年が経過している。(1)(2)で述べたような各取組の進捗状況や医療を取り巻く状況変化の中で求められる新たな取組等を踏まえ、適切な時期に工程表の見直しを行い、「医療 DX の推進に関する工程表 2.0」を示すべきである。
- ・その際には、新たな取組を推進する上で必要な関係省庁の参画を求めるなど、政府の推進体制（医療 DX 推進本部）についても必要に応じて見直すべきである。
- ・本 PT では、引き続き、医療 DX の進捗状況についてフォローアップを行う。

3. 医療 DX の着実な推進と進化に向けて

医療 DX は、少子高齢化により医療・介護の担い手不足が深刻になる中で、医療の効率化や質の向上などの点で非常に期待が大きく、政府を挙げて強力に推進すべきである。

その際、医療 DX のメリットを最大化するためには、現状の業務のやり方を温存するのではなく、業務全体の見直しを行い、再構築する必要がある。

また、システム整備や業務のデジタル化自体が目的化してしまっただけでは意味がなく、何のために進めるのか、具体的なユースケースを整理して、それに基づき進める必要がある。一方で、医療 DX の設備投資には費用がかかること、特に経営状況も悪化している中で、医療 DX の効果が実感できないため投資に踏み切れない医療機関もある。政府は、医療 DX による業務効率化や経営効率化の効果等を定量的に示していくとともに、どこまでをどのようなスピード感で進めるべきか、コスト・ベネフィットを常に考えて、取組を推進していかなければならない。

こうした考え方に立った上で、今後は、医療機関システムは民間間の契約によるもので国は関与しないという発想から脱却し、国において、上記に記述しているとおり、マスタ、モジュール、クラウド環境などの共通基盤の提供、標準的な API の設定などデータの互換性を担保するためルール作りとその担保措置を実施すべきである。

同時に、これらを普及するための支援策をパッケージで講じ、医療機関が安心してシステムを利活用できるための分かりやすい情報発信などを行わなければならない。

医療 DX を推進し、医療機関等の業務のデジタル化を徹底することによって、医療現場の生産性向上と医療介護の人材確保に貢献することができる。これにより、将来にわたって地域医療を守り、全ての国民が健康で長く活躍できる社会を実現し、ひいては我が国の経済成長の強固な土台となるものである。

(以上)

【本 PT の開催経過】

(令和 6 年)

5 月 28 日 医療 DX の進捗状況①

6 月 19 日 医療 DX の進捗状況②

12 月 4 日 医療提供体制の改革について①

※社会保障制度調査会医療委員会との合同開催

12 月 13 日 医療提供体制の改革について②

※社会保障制度調査会医療委員会との合同開催

(令和 7 年)

3 月 10 日 病院情報システムの刷新についてヒアリング

5 月 20 日 医療 DX の進捗状況③、提言案